

平成27年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成27年12月16日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 2時23分

場所 第6委員会室

出席委員 武内政文委員長

蒲生徳明副委員長

岡田静佳委員、日下部伸三委員、伊藤雅俊委員、神尾高善委員、小島信昭委員、

江原久美子委員、井上将勝委員、石川忠義委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

半田順春環境部長、大久保伸一環境部副部長、棚沢利郎環境部副部長、
山野均環境政策課長、安藤宏温暖化対策課長、松山謙一エコタウン課長、
水井廣二大気環境課長、葛西聡水環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、
豊田雅裕資源循環推進課長、野口典孝みどり自然課長

[農林部関係]

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、
福井純夫農業技術研究センター所長、山崎達也農業政策課長、
強瀬道男農業ビジネス支援課長、奈良原栄司農業支援課長、
持田孝史生産振興課長、橋本栄森づくり課長、大冨早孝農村整備課長、
田中誠農産物安全課長、中島一郎畜産安全課長、小畑幹茶業研究所長、
鈴木邦雄水産研究所長、藤田伸一寄居林業事務所森林研究室長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第126号	指定管理者の指定について（埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園）	原案可決
第127号	指定管理者の指定について（埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター）	原案可決
第128号	指定管理者の指定について（さいたま緑の森博物館）	原案可決
第140号	指定管理者の指定について（埼玉県農林公園）	原案可決
第141号	指定管理者の指定について（埼玉県県民の森）	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

農林部の組織と職員体制について

報告事項

1 環境部関係

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要について

2 農林部関係

（1）埼玉農林業・農山村振興ビジョン（案）の概要について

（2）埼玉農林業を支える試験研究について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

伊藤委員

- 1 選定委員会に外部有識者が3名入っているが、どのような方なのか。
- 2 さいたま緑の森博物館について、第2次審査が297点であったが、400点の満点に対して低いのではないかと。合格とする最低基準を設定しているのか。
- 3 さいたま緑の森博物館の委託料について、平成27年度予算と比較すると、提案金額が100万円以上増えているが、なぜか。

みどり自然課長

- 1 選定委員会については、3つの指定管理者の選定に当たって共通で1つ設置している。外部有識者であるが、自然環境に関する専門的知識を有する者として、東京大学名誉教授に就任していただいた。県内の自然保護団体とのつながりがなく国の仕事を多くされている方である。また、企業経営に関する専門的知識を有する者として公認会計士協会から推薦された公認会計士を選んだ。また、利用者の立場からは、狭山丘陵で活動しているボーイスカウト、ガールスカウトの団体があるが、女性の視点を取り入れる観点からガールスカウト埼玉県連盟理事を選んでいる。さらに、県職員として環境部副部長が1名加わり、計4名で構成している。
- 2 過去2回の審査において、指定管理者候補者の得点率が6割以上であったことを委員に説明し、これを基準として採点していただいた。3施設の得点率であるが、自然学習センター、いきものふれあいの里センターが79.3%、さいたま緑の博物館は74.3%となっており、8割あるいは75%近く得点しているため、委員から高い評価を得たと考えている。
- 3 平成29年度から消費税が10%になる想定で金額を算出している。このほか、利用者の増加を図るため、ピザ窯や薪風呂、薪小屋を設置する費用や、利用者の増加に伴うトイレの清掃委託費の増額分も見込んでいる。なお、自然学習センターは、消費税の増額がされても委託料が減額となっている。いきものふれあいの里センターは、消費税の増額分だけ今の額より増額になっている。

伊藤委員

- 1 採点に当たって設定した6割という基準について、法的根拠はあるのか。
- 2 これまでに得点率6割を下回っている例はあるのか。

みどり自然課長

- 1 法的根拠はない。採点表は5段階評価となっており、真ん中が「ふつう」となっている。その上の「よい」の評価を受ければ合計得点が6割を超えるため、そこを基準とした。
- 2 今回の自然学習センターの選定において、落選したA団体の得点は212点であり、6割を下回っている。これまでの選定における候補者の最低得点率は、約65%となっている。

日下部委員

- 1 選定委員はどのような方なのか、あらかじめ資料に記載するべきではないのか。
- 2 審査項目について、より詳しくオープンにするべきではないのか。
- 3 競争入札では全ての団体名を公表しているが、指定管理者選定では団体名は公表しないのか。
- 4 各施設について、指定管理者に管理させるのではなく民営化させる考えはないか。

みどり自然課長

- 1 全庁的に指定管理に関する議案説明資料の様式は統一しているが、県職員である環境部副部長はあらかじめオープンにすることが可能と考える。
- 2 公募に当たって審査基準等を公開しているが、詳細な採点項目は公開していない。
- 3 落選者の名称は、全庁的に非公開としている。落選した団体を公表すると、企業イメージ低下のリスクを嫌って団体が応募を控える可能性があり、公募しても十分に応募が得られなくなる点を意識した。指定管理者の選定は競争入札とは別の取扱いであり、県の情報公開条例に基づく不開示情報となっている。
- 4 指定管理者の公募を行う前に、毎回市町村への移管や民営化の可能性について検討している。例えば、山西省友好記念館については小鹿野町に移管できないか、協議している。

日下部委員

入学試験等では試験後に問題がオープンにされることで次回への対策を取ることができる。応募する事業者を増やすため、より情報をオープンにすべきではないか。

みどり自然課長

このような指摘もいただいたので、より一層の情報公開について、次回の公募に向けて関係課と調整の上、検討していきたい。

岡田委員

- 1 市議会では採点された結果の資料が出されているが、採点表の公表はできないのか。また、落選者の得点や提案された県委託料は公表しないのか。
- 2 さいたま緑の森博物館の指定を受ける会社は東京都の企業であるが、ほかに県内企業の応募がなかったことをどのように考えるのか。また、地元企業や県民の雇用に対して配慮しているのか。

みどり自然課長

- 1 情報公開条例の関係から公開できない情報もあるが、例えば、あらかじめ情報公開する範囲を公募条件において明らかにした上で、公募する方法もあると考える。関係課と協議の上、次回に向けて検討していきたい。
- 2 県内の造園業者が現地説明会に来たが申請には至らなかった。県としても、競争を促すべく、埼玉県造園業協会や埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会等に働き掛けたが、多くても1施設2社の応募という状況であった。理由としては、施設管理だけでなく利用者への学習補助やアドバイスといった業務が大きく、その能力がある人材を確保することが難しかったのではないかと思われる。
本社が県外にあっても、県内に支店を有していれば応募でき、今回の選定業者は入間

市に支店を置いており資格要件がある。指定管理業務の開始に当たって締結する基本協定において、県内中小企業への発注機会の増大や物品調達に際しての配慮を求めていく。

石川委員

- 1 さいたま緑の森博物館について、指定管理者から新規事業としてどのような提案がなされたのか伺う。
- 2 さいたま緑の森博物館について、前回の指定管理者選定で選定された事業者と得点を伺う。

みどり自然課長

- 1 園内の樹木伐採で生じる薪を活用したピザ窯や薪風呂の設置による利用者の増加を図るとの提案がなされている。
- 2 今回選定した候補者は現在の指定管理者である。5年前の前回の選定時の点数は、500点満点中348点であった。

石川委員

今回は400点満点であるが、なぜ前回は500点満点であったのか。

みどり自然課長

前回の指定管理者候補者選定委員会の委員は、県職員2名を含む5名であった。委員1名100点で500点満点であった。今回は、選定の客観性を確保するため県職員の委員を前回より1名減少させ、4名の委員としたため400点満点となった。

前原委員

- 1 自然学習センターのホームページについて、更新が少ないように感じたが、状況をどのように把握しているか。
- 2 ホームページに12月8日から22日まで館内工事による展示休止と掲載されていたが、何の工事なのか。
- 3 自然学習センター等で行っているイベントについて伺う。6月定例会でもホテルのイベントのことを質問したが、募集人数に比べて応募人数が多い中で、20人程度の募集では希望者全員が参加できない状況であるが、どのように対応していくのか。
- 4 自然学習センターの指定管理委託料は、消費税増税にもかかわらず減額となっている。指定管理者は、どのような収支計画に基づいて提案しているのか。

みどり自然課長

- 1 自然学習センターのホームページは、公園の自然やイベント情報などを毎日更新している。
- 2 今回の館内工事は、電気設備工事である。
- 3 職員が参加者のグループを引き連れて、説明しながら自然観察等をしてもらう仕組みのため、少人数の募集となっている。回数を増やすなどより多くの方が参加できるよう指導していく。
- 4 消費税分の増額は120万円程度になるが、経費の節減に努めるほか、イベント参加者からの実費負担を求めするなどして県委託料の縮減を図ることとしている。

前原委員

イベントへの参加に実費負担を求めるとのことだが、参加費が無料や低額であるイベントはすぐに定員が埋まっている一方で、500円のイベントには応募が少ないように見える。せっかくの良いイベントでも、負担を求めると参加の機会が失われかねないので、慎重に検討すべきだと考えるがどうか。

みどり自然課長

イベント参加者から負担を求める事業等については、事業内容を確認して、よく整理していきたい。

神尾委員

- 1 選定委員会の委員を前回より減らしたとの答弁があったが、人数を減らさないで自然環境関係の外部委員を増やす方法もあったのではないか。また、公認会計士はなぜ必要なのか。利用者代表として、女性の意見を踏まえることは良いが、ガールスカウトの方をお願いすることが適切であったのか、一般県民の方でもよかったのではないか。
- 2 プレゼンテーション審査において、どういった部分が評価されて選定委員会で候補者として選ばれたのか。
- 3 プレゼンテーションの審査結果について、5段階評価をしたとの答弁があったが、なぜ点数が317点とか212点といった端数が出るのか。
- 4 提出された資料だけでは、委員会において指摘できない。情報をできるだけ公開しなくても、認めてもらえるのではという安易な考え方をしているのではないか。民間に運営してもらうことを検討しなかったのか、造園業者の方がきめ細かい管理ができるのではないか。また、選定委員会の委員はどのような基準で選んでいるのか。
- 5 県委託料の詳細な内容が分かるような資料を提示すべきだと思う。例えば、北本自然観察公園の草木の管理が高額ではないか。また、さいたま緑の森博物館の県委託料の増額について、トイレの維持管理費に更に100万円もかかるのは高額ではないか。

みどり自然課長

- 1 客観的な審査を行うため、選定委員会の委員を県職員から外部委員に振り替えたいと考えて探してみたが、自然観察等の分野で県内の環境保護団体と関係がない方が見つからなかったため、県職員を減らすだけになってしまった。また、指定管理者の選定に当たって、安定した経営基盤を有するという審査基準を設けているため、公認会計士に委員就任をお願いした。ガールスカウトの関係者以外に、例えば利用者から公募で選定委員への就任をお願いする方法などもあると思うので、今後検討していきたい。
- 2 プレゼンテーション審査では、事業計画書の審査を通じて審査基準を満たした提案となっているか、審査を行った。申請者が委員に事業計画書の内容を説明した後委員から申請者に対して質疑を行い、「利用者を増やすためにどのような取組を考えているか」「人件費の割合が大きいとを感じるがどのような理由か」「運営の効率化について、具体的内容を聞かせてほしい」などの質問が行われた。

それぞれの施設の設置目的を生かす事業計画となっているかという点で評価が行われ、自然学習センターについては、「県民が自然について学習する機会を設けることにより、県民の自然に対する理解と愛情を深める」という設置目的から、専門性の高い職員による環境教育のための人材育成プログラムを実施するなど、レベルの高い事業展開の提案があり高く評価された。いきものふれあいの里センターでは、「狭山丘陵の自然を通し

て自然について学習する機会を設ける」という設置目的から、地元狭山茶によるお茶づくり体験や幅広い年代に対する狭山丘陵の自然観察会などの提案が評価された。さいたま緑の森博物館では、「狭山丘陵の雑木林を保全するとともに、県民の自然との触れ合いを推進する」という設置目的から、萌芽更新のための木の伐採など里山から生じる薪を活用した事業が評価された。

- 3 5段階評価の「よい」や「ふつう」の中でも点数に幅があり、その集計が合計得点となることから端数が生じている。
- 4 施設の在り方については、検討を行っており、県で不要と判断した施設については、地元市町村や民間への移管を検討することになっている。また、今回の3施設は、入場無料の施設で、収入がないと民間移管は非常に難しい。県が管理すべき施設と考え、指定管理者の選定を実施した。また、委員の選定基準は選定委員会設置要綱に定めており、自然環境に関する有識者、企業経営に関する有識者、環境部副部長、利用者を選定した。
- 5 北本自然観察公園については、ほかの2施設と異なり、自然観察公園の用地管理も指定管理者の業務に含まれている。園地管理は再委託されており、年間約600万円となっている。さいたま緑の森博物館については、利用者数を増加させるために設置するピザ窯や薪風呂等の整備費用を中心に、利用者増加に伴うトイレ清掃費の増額分が加わっており、その提案を選定委員会で可としたものである。

神尾委員

選定に係る公開情報が少ない。指定管理者の選定に当たっては施設の設置目的に合致した団体を選ぶことが大事である。指定管理者に指定されたことによって、どのように改善されたのか、よく検証することも大事である。県の思いと指定管理者の考えが違っている部分もあるのではないかと。指定管理者制度は、一度管理者が決まるとその管理者が定着し、変更されづらいのではないかと。選定結果を公表することが、多くの応募を促し、指定管理者制度を継続させていくために必要である。その上で、各候補者の法人の運営状況はどうか、人数や事業額を伺う。

また、プレゼンテーションの審査に当たって、選定委員会の委員は、3施設の運営状態や県の考えをよく理解して審査したのか。

みどり自然課長

埼玉県生態系保護協会は、従業員は39人、事業費は約4億2,000万円である。トトロのふるさと基金は、従業員は14人、事業費は約6,100万円である。自然教育研究センターは、従業員は137人、事業費は約4億3千万円である。各選定委員に対しては、各施設の概要を説明しているほか、外部委員の中には独自に3施設を訪問し、施設や職員の対応状況等の調査を行った方もいる。審査の前に、選定に当たって必要な情報を委員に提供できるよう今後とも取り組んでいく。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

伊藤委員

- 1 指定管理者への応募が両施設とも1団体のみであるが、応募者を増加させる努力を行ったのか伺う。
- 2 選定委員会のメンバー6人は、どういった方で、どういった選定基準で選んだのか伺う。
- 3 県民の森の委託料について、平成27年度当初予算と比べて、平成28年度から32

年度までの平均が年間350万円ほど増額となっているが、なぜか。

農業政策課長

- 1 指定管理者の募集要項を作成し、県のホームページに掲載して広く公募した。
- 2 選定委員は、農林部の選定委員会設置要綱に基づき、農林部副部長及び食品安全局長、公認会計士、学識経験者や農林業に関し知見を有する者の中から選定することとなっている。県職員は職指定されていることから自動的に3名となり、そのほかに外部委員を選んでいる。

森づくり課長

- 3 申請者から提出された事業計画書によると、開設以来35年目を迎え施設の老朽化が進んでいることから修繕費用を計上しているほか、イベントや広報活動の充実を図るための経費が計上されている。さらに、今後消費税が増税されることを見込んだ提案となっているためである。

伊藤委員

- 1 ホームページでの公開以外に、行っていることはないのか。
- 2 選定委員会の県職員及び外部有識者とはどのような人なのか。

農業政策課長

- 1 広く公募するという観点から、県から個別に案内することはできないため、基本的にはホームページで公開した情報を見て判断いただき、現地説明会に参加をしていただくという形を取っている。
- 2 選定委員であるが、県職員は農林部副部長2名と食品安全局長1名の合計3名となっている。また、外部委員は1名が公認会計士であり、日本公認会計士協会埼玉県会から推薦された方を選定している。学識経験者として、今回は農山村における地域振興について研究している方を1名、農林業に関して知見を有する方という観点から女性参画を積極的に進める女性林家家の研究グループの方を1名選定した。

伊藤委員

直接応募を促すことは難しいと思うが、公募を行っていることを周知できるのではないかな。

農業政策課長

募集の案内を県のホームページや彩の国だよりに掲載して、広く広報している。関係団体への周知等については、県全体との関係もあるが、今後研究していきたい。

伊藤委員

関係団体等に公募を実施していることを周知できると思うので、研究していただきたい。
(要望)

日下部委員

- 1 選定委員の外部有識者についても公表するべきで、議案の審査資料で明らかにすべきだと思うがどうか。また、どのような審査基準で、それぞれの採点についても公表すべ

きであると思うがどうか。

2 指定管理者候補者の農林公社に、県のOBはいるのか。

農業政策課長

- 1 選定委員の氏名や審査基準、個人の採点結果の公開については、審査結果が委員個人の責任に帰するものではないことや、審査前後に委員の身分等に不当な圧力がかかることを防ぐためなど、審査の公平性の確保の観点から非公開としている。
- 2 農林公社には、県のOBである再任用職員と現役の職員が派遣されている。

日下部委員

- 1 圧力がかかるということだが、オリンピックなどスポーツ競技の方がはるかに圧力がかかるのではないか。そういった観点からも、公開できるのではないか。
- 2 農林公社の全職員数及び県関係者数の内訳を伺う。

農業政策課長

- 1 委員の就任に当たって、審査後の氏名等の公表を事前に委員から了承いただければ公表できる可能性もあるので、今後検討していきたい。
- 2 公社の常勤役職員は52名で、そのうち派遣職員は13名である。また、OBの再任用職員は3名である。

日下部委員

県関係職員が多くいる公社に対しての随意契約と見られかねないので、選定のプロセスをもっと公開し、多くの応募を促すべきだと思うがどうか。

農業政策課長

審査項目等を含めて、できるだけ公開していくべきという考え方はあると思うので、指定管理者制度を全庁的に取りまとめている改革推進課にも伝え、できるだけオープンになるよう検討していきたい。

前原委員

県民の森につながる遊歩道について、管理やメンテナンスを横瀬町が行っているが、登山者の安全確保のためにも道の整備に努めてもらいたいという声が上がっている。現在の状況と今後の対策についてお聞かせいただきたい。

森づくり課長

県民の森は山の上であり、麓の駅から歩くとおおよそ2時間位のコースとなる。途中の登山道については横瀬町等で管理しているが、指定管理者の職員も一緒にイベント等で遊歩道を歩き点検を行っている。連絡を密にして安全が確保できるようにしていく。

石川委員

両施設について、今回と前回における公募の状況を伺う。

農業政策課長

農林公園について、前回の応募は1者であった。前回の2次審査の満点が1,250点

で得点が989点であった。なお、委員一人当たり250点満点で6名のうち1名欠席であったので1,250点満点となった。

今回は、審査項目の見直し等を行い、委員一人当たり200点満点とし、6名合計で1,200点満点中884点であった。

森づくり課長

県民の森について、前回は委員一人当たり200点満点で6人の委員のうち1人が欠席であったので1,000点満点となり、得点は765点であった。今回は委員一人当たり200点満点とし、6名合計の1,200点満点中847点であった。

石川委員

点数や審査の項目を変更した理由を伺う。

農業政策課長

今回は、環境や障害者雇用等に配慮した運営方法になっているか等の観点を加え、全体の配点を見直した。

森づくり課長

県民の森に関する審査については、大きく変わった点はない。

岡田委員

農林部における指定管理者の選定委員会では半数が県職員となっており、先ほど話があった欠席された選定委員というのが外部委員であった場合、県職員が半分を超えてしまう。環境部では県職員の選定委員は1名のみであり、可能であれば市の職員など現場に詳しい外部の方を選定することが望ましいと考えるが、今後見直す予定はあるのか。

農業政策課長

まず、欠席した選定委員は県職員であったため、県職員が半分を超えてはいない。県職員と外部委員との割合については、市の職員の件も含めて、今後見直しを検討したい。

神尾委員

- 1 県民の森の指定管理料が増加しているが、施設を指定管理者任せにするのではなく、県がしっかり管理をして、指定管理者が運営を行う方がよいのではないかと。
- 2 県民の森は県にとっては不要ではないのか。森林に関する学習の機会の提供といった業務を考慮すると、地元の自治体に移管した方がよいのではないかと。麓から2時間もかかる施設であるが、ここにいる県職員で訪れたことがある人が何人いるだろうか。
- 3 農林公園への応募者は1者とのことだが、農林公園を管理できそうな森林組合とか造園業協会などの関係の業界にも情報を流して、公正に公平に公募していく必要があるのではないかと。1者しか応募がないのでは、指定管理者との関係が疑われてしまうこともあるのではないかと。

森づくり課長

- 1 施設の財産的な管理は県が行い、運営については指定管理者に任せている。なお、修繕については、大規模なものは県が実施し、小規模なものは指定管理者が行うようにす

み分けている。

- 2 県民の森には68ヘクタールの県有地があることから、県として有効に活用していきたい。

農業政策課長

- 3 農林公園のような施設の管理を担えるような団体があれば、指定管理者への応募を働き掛けることが必要であると考え。今後、より多くの応募者が出てくるよう検討していきたい。

神尾委員

- 1 6月定例会で、農林公園の利用者については駐車台数をカウントし、概数で把握しているとの答弁があった。イベント参加者などの入園者数は多いものの、それと比較して本来果たすべき体験学習の参加者が少ないと感じるが、どのように考えているのか。
- 2 農林公園の入口が入りづらいという意見があるが、オープンスペースを県道側から見える施設にして県民が親しめる公園にするべきだと思うがどうか。
- 3 農林公社と農林部はなれ合いで業務を行っていないか。

農業政策課長

- 1 農林公園は設置趣旨から単なる都市公園とは異なり、農林学級、収穫体験を行うなどの機能を持っている。参加者人数はきちんとカウントしており、平成26年度は527回開催して27,443名の参加者であった。農林公園の体験学習などの参加者については、農林公園の設置の効果を測定していくためにも、今後とも正確に把握していきたい。
- 2 実際に私も現場を確認した。深谷方面から県道で正門を目指すと、茂った木の枝により案内表示が見つらい部分があったり、また、入口の誘導の部分に分かりづらく感じられる部分があると感じた。木のせん定をできるところから行き、必要に応じて案内表示の見直しを進めていきたい。入口のレイアウトの変更は予算もかかることであるが、より利用しやすい農林公園にするという考え方の中で検討していきたい。
- 3 農林公園に対しては3カ月に1度モニタリング調査を行い、公社に対して必要な事項を指導している。例えば、全国的にドローンの問題が起こった際には、農林公園としても注意して管理業務を行うよう指導を行ったところである。今後とも、県民から疑問などを抱かれることのないように農林公社を指導し、施設設置の趣旨が反映されて運営されるよう努めていく。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（農林部の組織と職員体制について）】

小島委員

農林部の定数が削減されてきた中で、技術職員の採用人数について、例えば農業職では平成22年度は採用なし、平成27年度は20人などと、年度ごとのばらつきが非常に大きい。専門的な知識や技術の継承が課題であると考え、どのように対応しているのか。

農業政策課長

平成17年度からの行財政改革プログラムに基づき、全庁的に組織や定数の見直しを行ってきた。農林部としても、試験研究機関の見直しをはじめ、改革に取り組んだが、職員定数の削減は、退職者数より採用人数を少なくする方法で行わざるを得ず、結果として年齢構成のアンバランスを招いている。農林部の技術職員は50.3%が50歳代以上となっており、農業技術の継承は課題と認識している。人事当局に対し、継続的な採用を要望するとともに、当面の対策として、技術職員の退職に対し、再任用制度を活用して若手の指導に当たらせるなど技術の継承に努めていく。また、若手職員については、国や大学等での専門研修や派遣研修などに参加させ、技術の向上を図っていく。

小島委員

課題となる前に対応すべきである。農業職などの専門的な知識や技術を持つ技術職の採用については、退職者数など将来を見据えたバランスの良い採用を行う必要があると思うがどうか。

農業政策課長

農林部には、機関固有の技術もあるので、採用に当たっては年齢構成や人事配置等に配慮し、きちんと技術が継承され、農業者に対して適切なサービスが提供されるよう、人事担当部局に働き掛けるとともに、部内でも将来を見据えながら必要な人員体制を十分に検討していく。

小島委員

県庁全体として、この課題にどのように取り組むのか。農林部長に伺う。

農林部長

人事担当部局に対して、農業職などの技術職員の現状を説明しており、平成27年度は多くの採用ができたと考えている。私見であるが、来年度以降も、安定して職員を採用していくことが組織として望ましいと考えている。まずは、農業者等のためになる政策を農林部として行っていけるように、新たなビジョンの策定を行い、そのために必要な人員体制についてしっかりと要望していきたい。

小島委員

政策に見合った人員を配置するように努力してほしい。(要望)